

港倉第三六七号(第四二二二号)



許 可 書

小樽市色内町七丁目五六番地

二葉倉庫運輸株式会社

倉庫業法第三条の規定により倉庫業を営むことを許可する

昭和三十六年十月二十四日

運輸大臣 斎藤

昇

